

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方へ

この度の平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の豪雨により被災された方には、次のような税制上の措置（手続）等がありますのでご確認ください。

災害により申告等が期限までにできない方

- 岡山県、広島県及び山口県のうち下記の地域（指定地域）に納税地のある方については、国税庁告示により、平成 30 年 7 月 5 日以降に到来する全ての国税に関する申告・納付等の期限が、自動的に延長されます。

都道府県名	指定 地域
岡山県	岡山市(北区・東区)、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡(府中町・海田町・熊野町・坂町)
山口県	岩国市周東町

(注) 対象地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

- 上記の指定地域外に納税地のある方についても、申告・納付等の期限の延長を受けられる場合があります。

災害により納付が困難な方

- 国税の納付の猶予（納税の猶予）を受けられる場合があります。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

- 確定申告の前に「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。
- 確定申告の前に「予定納税の減額」を受けられる場合があります。
- 申請等を行うことで「相続税又は贈与税の災害減免措置」を受けられる場合があります。
- 確定申告を行うことで「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合があります。

詳しくは、広島国税局HPをご覧いただか、税務署までお問い合わせ下さい。

広島国税局HP

広島国税局

で検索 又は こちらからアクセス ⇒

※ 災害等のあったときの税務上の取扱いに関する照会事例を取りまとめた「平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）FAQ」を広島国税局 HP に掲載しておりますので、参考してください。

西条税務署 Tel(082)422-2191

※ 音声案内の後【1】を押して「電話相談センター」を選択してください。



広島国税局・税務署

裏面もご覧ください。

詳しく述べ、広島国税局ホームページをご覧いただぐか、税務署までお問い合わせください。

災害により申告等が期限までにできない方

【申告等の期限の延長】

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される場合があります。

なお、提出書類は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」となります。

※ 前頁の指定地域に納税地のある方については、国税庁告示により、平成30年7月5日以降に到来する全ての国税に関する申告・納付等の期限が、自動的に延長されます。

災害により納付が困難な方

【災害を受けた場合の納税の緩和制度】

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、申請をすることにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

【源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付】

給与、公的年金等、報酬又は料金の支払いを受ける方が災害により住宅や家財などに被害を受けたときは、申請に基づき、確定申告前に、その支払を受ける給与、公的年金等、報酬又は料金について、「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。

【所得税及び復興特別所得税の予定納税の減額】

災害により住宅や家財などに被害を受けたときは、「予定納税額の減額申請書」を提出することで、確定申告の前に予定納税の減額を受けられる場合があります。

【相続税又は贈与税の災害減免措置】

相続又は贈与により取得した財産（建物、家庭用財産、自動車等）が、申告期限前に被害を受けたときは、課税価格の計算に際し、取得した財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除される場合があります。

また、取得した財産が申告期限後に被害を受けたときは、申請に基づき、被害のあった日以後において納付すべき税額のうち、その被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除される場合があります。

【所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減】

災害により住宅や家財などに被害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」（※）に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことで、所得税及び復興特別所得税の軽減を受けられる場合があります。

※ 「災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」